

全国代議員会規程

2015年(平成27年)5月16日制定

第1条(目的)

この規程は、上智大学ソフィア会(以下「本会」という)会則(以下「会則」という)第5章に定める全国代議員会に関する細目を定めるものである。

第2条(代議員)

- 1 代議員は、本会の最高議決機関である全国代議員会を組織し、会則に定める事項を決議または承認する役割を担う。
- 2 代議員は610名以内とする。
- 3 代議員は以下の者とする。
 - ① 一般推薦代議員
会則第9条1項本文に定める手続により選任された代議員をいう。
 - ② 登録団体選出代議員
会則第9条1項ただし書の定めるところにより、登録団体が選出し、本会会長に届け出ることにより選任された代議員をいう。

第3条(登録団体選出代議員の再任)

会則第10条により登録団体選出代議員の任期が満了したときは、登録団体から交代または退任の届出がなされない限り、その登録団体選出代議員が再任されたものとみなす。ただし、役員選考委員会規程第7条により、登録団体が役員選考委員会より勧告を受けた場合はこの限りではない。

第4条(基準日)

- 1 全国代議員会開催日の40日前を基準日とする。基準日までに選任された一般推薦代議員および基準日までに届出が受理された登録団体選出代議員をもって、その全国代議員会において議決権を行使すべき代議員とする。
- 2 前項に該当する代議員であっても、住所を変更し、基準日までに変更後の住所を届け出ない者は、議決権を行使することができない。
- 3 前項の代議員は、会則第16条2項に定める定足数の計算において代議員の数に算入しない。

第5条(定例全国代議員会の召集時期)

会則第13条1項に定める春季全国代議員会は5月、秋季全国代議員会は10月に召集する。

第6条(開催場所)

全国代議員会は、東京都千代田区紀尾井町7-1上智大学構内において開催する。

第7条(運営の補助)

会則第19条により設置された専門委員会である総務委員会及び事務局は、議案の印刷物による配布、全国代議員会当日における議案のプロジェクターによる提示、電磁的方法により議決権を行使することができるWebサイトの設置等議長による議事の進行及び全国代議員会の運営を補助する。

第8条(記録保管)

会則第17条1項により作成された議事録は、文書または電子記録媒体により、鍵のかかるキャビネットに10年間保管する。